

# 『里帰り』産後ケア費用の償還払い

里帰り先等で産後ケアを利用した場合に利用費用の一部を助成（償還払い）します

## ❁対象者❁

- 中之条町に住所のある産後12か月未満のお母さんと赤ちゃん
- 町と委託契約していない医療機関及び助産所で産後ケアを利用した場合

## ❁利用回数❁

- 7回（7日間）までご利用いただくことができます
- ※1泊2日→2回（2日間）とカウントします
- 日帰り型・宿泊型・訪問型を組み合わせ利用できます



## ❁産後ケア利用の流れ❁

- ①ご自身で産後ケア施設に直接予約してください
  - ②利用日に助産師からケアを受けます
  - ③ケア利用後、直接施設に費用全額お支払いください
- ※母子健康手帳の「産後ケアの記録」に記録をしてもらってください

## ❁償還払いの流れ❁

- ①「妊婦健康診査等補助金交付申請書」を保健センターへ提出してください
- 必要書類等：申請書、領収書、明細書、母子健康手帳**
- ※振込先金融機関名義人は申請者と同一としてください
- ②町で内容を確認し、金額が決定したらご連絡いたします
  - ③後日、申請書に明記された口座に振り込みます

## ❁利用助成額❁

自己負担金を引いた利用費用を補助します

**自己負担額：2,000円/親子一組/回**

**補助金上限額：10,000円/親子一組/回**

※産後ケア費用が助成上限額を超える場合、超えた分の料金は自己負担となります

お問い合わせ・申請窓口

中之条町保健センター

☎ 0279-75-8833